2　前項の通知は、抹消する登録が民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づくものであるときは、代位者に対してもしなければならない。
（各種の通知の方法）
第七十二条　令第三十条各項、第三十三条第一項及び第三項並びにこの府令第六十九条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。
（登録の嘱託）
第七十三条　この府令（第一条第二号を除く。）に規定する登録の申請に関する令の規定には当該規定を令第十二条第二項において準用する場合を含むものとし、この府令中「申請」、「申請人」及び「申請書」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託書を含むものとする。

第四章　登録事項の証明等

（登録事項証明書の交付の請求書等）
第七十四条　令第六十六条第二項の内閣府令で定める図面は、公共施設等立地図とする。
2　登録事項証明書又は公共施設等立地図の全部又は一部の写しの交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。
一　請求人の氏名又は名称
二　公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地又は公共施設等運営権番号
三　交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数
四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第七十六条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分
五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨
六　送付の方法により登録事項証明書又は公共施設等立地図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所
3　令第六十六条第三項の規定により登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。
一　請求人の住所
二　請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
三　代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
四　令第六十六条第三項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分
4　前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。
5　第三項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。
6　第三項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。
（登録事項証明書等の交付の請求の方法等）
第七十五条　前条第二項の交付の請求又は同項若しくは同条第三項の閲覧の請求は、請求書を内閣総理大臣に提出する方法によりしなければならない。
（登録事項証明書の種類等）
第七十六条　登録事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
一　全部事項証明書　登録記録（閉鎖登録記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部
二　現在事項証明書　登録記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの
2　前項第一号の規定は、閉鎖登録記録に係る登録事項証明書の記載事項について準用する。
（登録事項証明書等の交付）
第七十七条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。
一　公共施設等運営権の登録記録　別記第二号様式
二　共同担保目録　別記第三号様式
三　信託目録　別記第四号様式
2　登録記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登録事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
3　登録事項証明書公共施設等立地図の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。
（閲覧の方法）
第七十八条　令第六十六条第三項の内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。
（手数料の納付方法）
第七十九条　令第六十六条第四項に規定する手数料は、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。
（送付に要する費用の納付方法）
第八十条　請求書を内閣総理大臣に提出する方法により第七十四条第二項の交付の請求をする場合において、第七十七条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。
2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって内閣総理大臣が指定するものを請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない。
3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
公共施設等運営権番号欄	公共施設等運営権番号
公共施設等の名称欄	公共施設等の名称
公共施設等の立地欄	公共施設等の立地
公共施設等の運営等の内容欄	公共施設等の運営等の内容
存続期間欄	存続期間
公共施設等の管理者等の名称欄	公共施設等の管理者等の名称
公共施設等運営権の行使の停止等欄	公共施設等運営権の行使の停止又はその解除があったときは、その旨（停止期間があるときは、その旨及びその期間）
原因及びその日付欄	登録原因及びその日付
登録の日付	登録年月日